

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

85

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除

提案団体

神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。

具体的な支障事例

法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかとの苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成 24 年度より性別の記載が廃止されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

性別の記載が必ずしも必要でないのであれば、項目を削除することで、申請者の精神的苦痛の軽減につながる。とともに、当該項目に係る書類確認、データ入力(平成 29 年度実績: 48,473 件)の省略といった事務負担の軽減も見込まれる。
※ 平成 29 年度実績は、県所管域のみの実績件数。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 35 条第 1 項第 1 号、第 41 条第 1 項第 1 号、
第 45 条第 1 項第 1 号、
第 47 条第 1 項第 1 号、
第 48 条第 1 項第 1 号、
附則第 8 条第 1 項第 1 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、文京区、八王子市、新潟市、胎内市、石川県、静岡県、名古屋市、春日井市、京都市、城陽市、池田市、神戸市、出雲市、広島市、熊本市、大分県、宮崎市

○当市においても、性同一性障害の方が自立支援医療(精神通院)を受けている。性別欄を削除することで、その方々の精神的苦痛を軽減させることができ、苦情等への対応がなくなり、事務負担の軽減につながると考える。

○本市においても、性同一性障害のある方が自立支援医療を申請する際に、受給者証への性別記載について省略してほしいとの要望を受けることがある。その際、随時都道府県に対して、その旨を申請書等に記載したうえで、当該受給者証のみ性別を記載しないよう対応を依頼している。しかし、そもそも受給者証への性別記載が必ずしも必要ないのであれば、申請者の精神的苦痛の軽減や事務負担の軽減を考慮して、当該項目を削除されたい。

○当市においては、平成28年4月1日から、法律などで定めがあるなど特別な場合を除き、性同一性障がいの方に配慮し、また不必要な個人情報の収集を最小限にとどめるとい個人情報保護の観点から、市が発行する証明書や各種申請書の一部について、性別記載欄を廃止しております。

精神通院医療では性同一性障がいも対象となるため、申請者の心情及び人権尊重のため、項目の削除が必要と思われます。

○本市においても、性同一性障害を有する申請者(受給者)から、性別の記載に係る精神的苦痛の訴えを受けることがある。

このことから、性別の記載が必ずしも必要ないのであれば、申請書及び受給者証における性別欄の廃止が望ましい。

○本市においても、性同一性障害を有する方から、性別の記載をしないでほしいとの申し出があった。

○当市においても法令に基づき、自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証に性別を記載している。

「具体的な支障事例」と同様に、精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳や手帳申請書類については、法令に基づき性別の項目を削除している。

○性同一性障害の方が性別を変える前に氏名を変えており、一時的に男性名で性別欄が女性の受給者証となる事例があった。

○窓口で相談事例あり(詳細は障がい福祉課では不明)。当時厚生労働省へ確認したが、削除できないという回答であった。

申請書・受給者証等本人が目にする書類については性別の項目は不要と考えており、市単独事業では概ね性別の項目を削除しているが、法で定められているため自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証の項目から性別を削除することができなかった。制度改正されれば他の事業と同様性別の項目を削除したい。

○法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成24年度より性別の記載が廃止されている。

○申請手続き等の事務に当たり、申請書や受給者証に性別の記載の必要はなく、性同一性障害の方への配慮の点からも性別の記載は廃止するべきと考える。

各府省からの第1次回答

申請書等の性別の記載を削除することについては、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられることから、判定への影響等について整理の上、当該記載の削除が適切か否かを慎重に検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられる」とのことであるが、我々としては、そのような支障はないものと考えている。また、仮に検討する場合には、申請者から性同一性障害の方への配慮に欠けるとの指摘を受けていること、精神障害者保健福祉手帳については、既に性別の記載が廃止されていることを踏まえ、できる限り早期に検討結果を出していただきたい。については、まず検討時期や検討方法を明示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

「支給認定への適切な判定などに支障が生じる可能性」とはどのようなことなのか具体的に示していただき、性同一性障害の方に配慮した対応をお願いしたい。

【八王子市】

自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証への性別記載については、その必要性が明らかでなく、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性は考えにくい。

精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から、平成24年度より性別の記載が廃止されているところであり、自立支援医療費についても、申請者の精神的苦痛等の軽減を図るため、性別記載の早期の廃止を要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

申請書等の性別の記載を削除することについては、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられることから、各地方公共団体の意見も踏まえ、判定への影響等について整理の上、当該記載の削除が適切か否かを慎重に検討してまいりたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(v) 自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。